

# 日田市 農業委員会だより

第22号

平成21年12月1日発行

日田市農業委員会

日田市田島2丁目6番1号

TEL22-8213



## 佐藤市長に『建議書』を提出

～農業者の声を農政に反映させよう～

日田市農業委員会（森山有男会長・37名）は11月20日、佐藤市長に「平成22年度日田市農政施策に関する建議書」を提出しました。これは農業者の代表である農業委員が農業者の声を農政に反映させるのが目的で、今年は重点2項目について建議しました。（2ページに関連記事）

### 《目次》

- ◎市農政施策に関する建議・・・P2
- ◎農地貸借の下限面積を緩和・・・P3
- ◎老後の備えは農業者年金・・・P4
- ◎先進地研修報告・・・・・・・・・・P5
- ◎農地の転用等には許可を・・・P6

# 平成二十二年度 「日田市農政施策に 関する建議」

日田市農業委員会は、次代を担う若者たちに魅力ある農業経営が実現できるように、来年度の予算編成時期にあたり、次のおり施策の実現と予算の確保が図られるよう、農業委員会等に関する法律第六条第三項の規定に基づき建議します。



▲佐藤市長に詳しく説明

## 一、「日田式循環型

### 有機農業」の推進について

農業経営は、飼料や燃料など生産資材や化学肥料の高騰、生産物価格の低迷等により大きく圧迫され、廃業も考えなければならぬ状況となっている。このような状況では消費者に安全で安心できる「食べ物」を供給することが難しくなる。そこで日田式循環型有機農業による取組みとして、有機・減農薬による農産物の生産が重要となる。日田農業の課題として取組んでいる循環型有機農業による堆肥散布を行うことで生産コストの軽減を図り果樹、野菜、稲作の全農家を対象に取り組むことで安全・安心の日田農業を育成していく。そのため次のことを要望します。

- ①日田市の農産物の多くは、消費者の動向に合わせて有機、減農薬で生産されているが、さらに安全で安心できる農産物生産のためには、日田式循環型有機農業を日田市全体に勧める必要があり、その拠点となる堆肥供給施設（ストックヤード）の整備を要望します。また、堆肥散布については、多くの労力を要することから堆肥散布機の整備がより一層図られるよう要望します。
- ②消費者に安全で安心な農産物を供給するためには、安心して使用できる均一な品質の堆肥生産のための指導・供給体制を確立されるよう要望します。

## 二、有害鳥獣被害対策について

日田市有害鳥獣対策協議会が設立されイノシシ、鹿、カラス等の有害鳥獣の被害について対策を講じているものの、農作物に対する被害は減少しておらず、農業経営の意欲を減退させ耕作放棄地は拡大し、過疎化が急速に進行する一因となっています。したがって、次のことに積極的な対策を講じられるよう要望します。

- ①捕獲しても現状では解体処理及び販売は、免許取得者個々で対応している状況であり、その販路も確立していません。よって、捕獲後地域を生かした料理等の活用による交流人口の増大を図るため解体処理施設の充実を図られるよう要望します。
- ②近年、小動物（アナグマ、狸等）による被害が拡大しており、この被害も農業経営の意欲を減退させる一因となっています。被害防止対策に対する本市独自の対策を講じられるよう要望します。
- ③有害鳥獣対策について対策協議会が設立されていますが、農家の要望は有害鳥獣の頭羽数の減少を望んでおり、その活動や対策について、統一した行動により被害の減少に結びつけるためには、構成組織間の連絡調整を密にし、集落を含めた防除技術体系の構築と周知徹底で有害鳥獣対策に取り組むよう要望します。

# 利用権設定(貸借)の

## 下限面積が緩和されました

〜四十アール未満でも

設定(貸借)が可能に

一、目的 新規就農者や小規模農家の農業後継者に対し、農地の確保を容易にして農業人口の減少に歯止めをかけると共に、遊休農地や耕作放棄地の増加を防ぎ、自然環境の保全を図る事を目的とします。

二、下限面積 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定により、面積は四十アール未満とします。(所有権移転は除く)

三、認定の対象 農地の集団化に支障となる区域でない農地

### 四、新規就農できる人の要件

①利用権設定期間(借用期間)は一年以上で複数回設定でき、通算四年を超えない期間であること。(なお、通算三年以上四年未満の期間終了後、再設定を希望する者は利用状況について農業委員会の適正審査を受け、適正であると認められれば長期間の利用権設定等ができる。)

②所有している農地及び借り入れた農地全てを耕作すること。

③農作業に常時従事(年間百五十日以上)すること。

④効率的な利用のできる通作距離(市内及び隣接市町又は約二十キロメートル以内)であること。

⑤農業によって自立しようとする意欲と能力があること。

### 五、審査及び決定

年六回開催予定の「役員会」において面接審査を実施し、営農計画等について説明を求め「定例委員会」で決定します。

## ◎新任農業委員のお知らせ

日田地域土地改良区理事長会と大分県農業協同組合から、それぞれ推薦を受け選任されておりました農業委員一名が、次の方々に代わりました。

### 【土地改良区推薦】



(新任) 江田鶴夫  
(天瀬町・五月一日付)

### 【農協推薦】



(新任) 高瀬澄旺  
(天瀬町・七月一日付)

## 平成二十一年度 日田市農業者年金 受給者協議会総会



▲総会のように

農業者年金受給者協議会(梶原昭治会長・百九十六名)の総会が五月二十七日、市内の旅館で開催されました。大村農業委員会副会長の来賓祝辞の後、議案の審議が行なわれ熱心な討議がなされました。その後米寿と喜寿の方々への記念品の贈呈があり、引き続き講演では、日田警察署の後藤刑事官が「あなたも狙われていますよ!」と題し、振り込め詐欺について講演。会員は熱心に耳を傾けていました。最後に懇親会があり会員たちは相互の親睦を深めました。

# 老後の備えは 農業者年金!

〜家族一人ひとりが

「自分の年金」を〜

## ① 農業者の方なら広く加入できます

国民年金第一号被保険者で、年間六十日以上農業に従事する六十歳未満の方は誰でも加入できます。脱退は自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は将来、年金として受け取れます。

## ② 少子高齢化時代に強い年金です

保険料は二万円〜六万七千円で、自分が積み立てた保険料とその運用実績により将来受け取る年金額が決まる積立方式の年金です。加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもありません。保険料など年金資産は、農業者年金基金が安全で効率的な運用を行い、平成十四年度から七年間の平均利回りは年〇・三五%（運用一定元本の場合）です。

また、毎年六月末に「付利通知」で個人毎の積立・運用状況をお知らせいたします。

## ③ 終身年金で八十歳までの保証付きです

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が八十歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から八十歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

## ④ 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額（年額十二万円〜八十万四千元）が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税の節税につながります。また、保険料などの年金資産の運用益は非課税です。さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、六十五歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が百二十万円までは全額非課税となります。

## ⑤ 認定農業者等の担い手には保険料の国庫補助があります

要件としては、①保険料の納付期間が二十年以上見込まれ、②農業所得が九百万円以下であり、③認定農業者で青色申告をしている等に該当する場合には、保険料（月額二万円）の二割、三割又は五割の補助が受けられます。（通算して最長二十年間、最高二百六十万円まで）

### ◆農業委員会委員選挙人名簿の

### 登載申請は「1月10日」までに!

農業委員会委員の選挙人名簿は、各農家からの申請により、1月1日現在の状況について農業委員会で審査を行ったものを基にして、選挙管理委員会が作成します。申請用紙は、平成21年12月中旬に該当すると思われる方に配布していますので、平成22年1月10日(日)までに市農業委員会事務局に申請してください。但し、土・日・祝日と年末年始の休暇中（H21年12月29日(火)～H22年1月3日(日)）は、市役所日直が受取りを行います。

《問合せ先》 農業委員会事務局 電話22-8213

### ◆農地の相続等の「届出制度」が

創設されました!

今回の農地法の改正により、相続等農地法の許可を要しない権利取得（相続、遺産分割、時効取得等）について、権利を取得した者は、農業委員会にその旨の届出をしなければなりません。農業委員会は、届出のあった耕作されていない農地について、その利用を促すためのあっせん等を行い、農地の有効利用を図ります。

◎農業委員・地区別セミナーが  
開催されました

大分県農業会議は九月十八日、県西部地区の農業委員を集めて地区別セミナーを開催しました。日田市からは二十一名が出席。セミナーでは、主催者を代表して石井副会長（玖珠町）があいさつ。続いて田中大分県西部振興局長と佐藤日田市長から来賓のあいさつがありました。

研修会では、六月に改正された農地法について詳しい説明がありました。終了後、森山会長は「石角事務局長などの説明で論点が明確になり非常に良かった。今後は県農政の動向等についても説明をお願いしたい」と感想を語りました。



▲地区別セミナーのようす

《先進地研修報告》



農業委員会  
副会長  
東 保雄

今回、視察をさせていただいた宮崎県えびの市の「農業生産法人（有）ながえ村生産組合」も都市部の「農事組合法人きらり農場高木」にしても取り組み立地条件、スケール、そして先駆者なる人が実にすばらしく、我が市とはあまりにも格差が有りすぎて取り入れ様の無さを感じさせられたが、西都市の農業委員会の耕作放棄地対策の取組みについては、我々にも充分取り組むべき点が多いと感銘を受けた。

特に、PDC（プラン・ドウ・チエック）の三点を賢明に具体化し、即行動に移行しつつ耕作地の復元を図り、地益者の心情を考慮しつつ認定農業者等の担い手へとバトンタッチし、耕作地として結びつける。その橋渡しとしてコーディネーターの導入は、次の耕作事業対策へと

絶妙のコンタクトになっていると思われる。一方、農業者年金の推進では目標設定も多大なものがあるが、加入推進対策協議会の組織の中に年金受給者又JA職員まで加えた地域推進グループ（地元推進員）は一考させられるところが大きかった。

最後に、今回の研修で考えさせられたことは「居ない」「やれない」と云ったこれまでの既成観念を捨ててかからないとこれからの農業には取り組みないということである。農業で一番問題視してきた担い手も、身近に居る全ての者が対象と我々が思考の変換をしていかななくてはならない、と痛切に感じさせられた研修であった。



▲視察研修のようす

# 農地の転用・売買・賃借等は許可を受けてから

- 「自分の農地だから許可や届出等をしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用してもよいのでは」と思っている方はいませんか。
- 農地を売ったり、貸したり、転用したりするときは、「農地法」に基づく許可が必要です。
- 対象の土地が農地であるかどうかは、現況で判断されます。登記地目が農地であれば、耕作されていないくても農地として扱われます。また、登記地目が農地でなくても、農地に利用されている土地は農地とみなされます。

農地を売買又は貸し借りするときは	自分名義の農地を転用するときは	他人名義の土地を買うか借りて転用するときは
3条申請及び農業経営基盤強化促進法	4条申請	5条申請



- ◆ 農地を耕作目的で売買したり、貸し借りするときは農業委員会の許可が必要です。
- ◆ 農地を取得する適格者(耕作面積が申請地を含めて下限面積以上)でない場合には許可されません。

- ◆ 農地の転用とは、農地を住宅・工場・倉庫・駐車場用地などの農地以外の用途に変更することで、農業委員会を経て県知事の許可が必要です。
- ◆ 農振法の農用地区内農地でないか農業振興課で調べてください。もし区域内農地であれば除外の申請をしてください。県の認可によるこの除外が決定にならないと農業委員会への転用申請ができません。

- ◎農地の無断転用をなくしましょう。
- ◎農地を埋め立てするには、事前に許可または届出が必要です。
- ◎許可後、まだ転用していない農地がありましたら、速やかに転用してください。
- ◎許可後、転用が済んだら早急に登記手続を行ってください。

◎申請書の締め切りは  
**毎月17日です**

17日が閉庁日の場合には、次の開庁日を締め切りとさせていただきます。



国が支える。安心が大きくなる

**積立年金**

「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です。